

関東月例研究会及び関東研究例会報告・発表要旨

(対象期間：2010年1月～2011年2月)

現バルト三国における言語政策 —ロシア語の位置の変遷など

ボダルコ・ピョートル

(2010.1.30)

1980年代末、旧ソ連(当時)を構成した各共和国では、それぞれの民族アイデンティティ・伝統文化の尊重を叫ぶ民族運動が盛んになった。とりわけ、各共和国で独自の言語政策を求める運動が活性化した。たとえば、1988年10月にはリトアニア共和国とラトビア共和国が民族語の地位を確立する幹部会を設けた。次に、1989年1月にエストニア共和国では民族語を国語と定める言語法が決定された。それらに続き他の15のソビエト共和国でも1989年から1990年にかけて言語法の制定が行われた。1990年4月にロシア語をソ連全域で公用語とする「ソ連邦諸民族言語法」が採択されたが、遅すぎる措置であり、翌年の1991年12月にはソビエト連邦が、約70年間の歴史を経て解体された。

その結果、ロシア連邦を含む15ヶ国の新しい国家ができるとともに、ロシア連邦国外に住む推定約2500万人のロシア人がいきなり「在外住居者」になった。彼らの一部は、現地の新しい言語政策と、現地語の能力不足のため、市民権をはじめとする人権的な差別や様々な圧迫を受けることになった。特に、ローカル言語の公用語・国家語への格上げ、ロシア語の格下げをめぐるロシア人と非ロシア人の対立は、バルト三国において最も激しくなったという。

バルト三国における言語政策は、独立運動を後押しする上で重要なファクターであったが、国家の独立が成し遂げられた後、そこに居住するロシア人に対する「鞭の政策」の側面も持つこととなった。新しい公用語・国語となった、かつてのローカル言語(エストニア語、ラトビア語など)の能力レベルに応じて市民権が付与されたり、ロシア語の使用範囲の縮小などが、ロシア人と非ロシア人の間に様々な摩擦と問題を起すことになった。言語政策は、各国の国内政治(特に政府の変更)や経済状況によって、大きくその様相を変えるのである。

(青山学院大学)

揺れ動くガーナの言語政策

山本忠行

(2010.2.27)

ガーナは西アフリカで5か国しかない英語公用語国であるが、国語と言える現地語を持たず、言語政策が不安定なことで有名である。50ほどあるガーナの現地語は有力なものから影響力の弱いものまで、ほぼ3段階に分けられるが、植民地時代の英・独の政策の影響が今も残っている。現在は11言語が正式の科目として高校まで教えられ、小学校3年までは教授言語として使われている。

初等教育における言語教育政策は1957年の独立以来6番目のものである。2002年に打ち出された英語専用政策は、わずか5年後の2007年に再び3年間の現地語使用を原則とすることになった。実は、初等教育をすべて英語で行う政策は初めてのものではなく、独立時にンクルマが採用して、失敗に終わった。それをなぜクフォーが実行したのか。その背景には内外のさまざまな意見や圧力がある。

1990年代にUNESCOは現地語による教育について考える国際会議を世界各地で何度も開いた。ドイツのGTZは1995年から6年間600万ユーロをかけてガーナの5つの現地語で小学校3年までの読み書き・算数・理科の教科書と教師用指導書を完成させた。ところが突然の政策変更のため、一度も使われることがなかった。

国内的には格差の問題がある。経済的に豊かな家庭は最初から英語で教える私立学校で子どもを学ばせるため、貧乏な人々は公立学校が英語で教えないから学力格差が生じるのだと考える。世界銀行は社会人教育では現地語を活用するが、学校教育に関しては学力向上のために英語力向上を優先しようとする。

教員の6割がO-levelの英語力しかない地域さえあると言われ、低学力の一因となっている。貧困家庭や僻地の子どもは英語に触れる機会も乏しいので、最初から英語で教えられても、授業にはついていけない。

こうした事情によって、ガーナの言語政策は不安定なものとなっているのである。

(創価大学)

2011年4月から「関東月例研究会」の名称を改め、「関東研究例会」として、年間テーマを決めることになりました。本年度テーマは「マイノリティ言語をめぐる言語政策：展望と課題」。12月には本学会に所属する大学院生による発表も行われました。

欧州の社会統合政策に見る言語と文化 — トルコ系移民を中心に —

丸山英樹

(2010.4.24)

近年、少数言語及び母語の保護に関する国際的動向が強まっている。1948年の「世界人権宣言」で言語権を謳ったことに始まり、国際言語年（2008）などにおいて、言語とその平等が世界的に示されている。国際連合教育科学文化機関は、話者が減少し、消滅する傾向の言語を「危機言語」として指定し、人類共通の文化遺産として、保全を訴えている。

その日常から歴史において多言語環境を持つ欧州諸国は、現在、複言語主義による言語の運用能力を個人が獲得できる政策を目指している。英語へ集中しがちな資源配分とニーズの中で、EUが掲げる「多様性における統一」のもと、文化と言語の多様性を強みとし、グローバルな競争力を高めようとしている。かつては多数の外国語能力を高い水準まで獲得することを目指していたが、現在は、より現実的、かつ実用的な教育環境を整える方向を共有している。例えば、言語の運用能力水準を共通で示す枠組み（欧州言語共通枠：CEFR）によって標準化された個人の能力を判別している。さらに、2009年には学校環境で用いられる、少数派の言語までを言語意識を高める対象として捉える試みが示されている。

こうした欧州諸国の背景には、国境を越える人と情報が増加していることがある。その一例として示唆に富むのが欧州域内へ流入し、定住化がすすむ移民が挙げられる。ドイツにおいてはトルコ移民が最も大きな移民・定住化集団であり、その数の増加とともに言語教育の重要性が高まっている。ベルリンなどの都市ではドイツ社会への統合を目指した施策がとられている。しかしながら、イスラーム教徒の移民の中には、言語教育や行政サービスに限らないニーズを抱えており、言語政策は言語習得以上のものを扱う必要があることが示唆される。

本例会では、この発表を受け、移民への具体的な教育、日本の教育及び教育政策、ボトムアップに関する議論がなされた。

参考文献

丸山英樹（2010）国際的に認知される言語の多様性と欧州の言語教育政策の背景『国際理解教育』第16巻，pp.49-56.

丸山英樹 (2010) 『欧州におけるムスリム移民の教育と統合に関する研究』 科学研究費補助金報告書

(国立教育政策研究所)

日本の手話言語政策 ～手話の多様性と標準化～

大 杉 豊

(2010.9.25)

全日本ろうあ連盟（以下「全日ろう連」）は1947（昭和22）年に創立された、ろう者が主体的に運営するろう者のための会員組織で、聴覚障害者の社会参加を妨げる諸要因を取り除くための取組みを展開している。

1969（昭和44）年の全日ろう連評議員会で「標準的な手話単語を集成、整理して国語単語にあてはめた本」の発刊が可決され、直ちに発足した「手話法研究委員会」が、それまでに発行されていた地域の手話単語集等16冊を参考に標準手話の確定を進めた。

社会言語学の用語である「言語計画」の視点で見ると、日本においては1878（明治11）年から全国各地に創立されたろう学校で教育上の問題を解決する手段の一つとして手話体系が整備された事実があり、これらを日本で初めての手話言語計画と見てよい。しかし、ろう者コミュニティ自体が社会における手話をめぐる問題を解決するために手話体系の操作を試みた言語計画としては、全日ろう連の手話標準化が初めてであろう。

言語計画は「席次計画」、「実体計画」、「普及計画」と三つの側面を有する。全日ろう連の手話標準化は直接的には実体計画及び普及計画に相当する。しかしながら、実体計画においては標準化に着手する前に、全国各地域における手話の多様な使用状況の調査が十分に行われなかった点、そして語彙集の編集が先行し文法面の記述・出版が非常に遅れた点が指摘される。普及計画では、手話通訳を増やすという運動目標から健聴者への手話指導に力が入れられてきた一方、ろう児の教育現場への言語的な介入が遅れた点があげられよう。

また、全日ろう連の手話標準化が契機となり、社会における手話使用への理解が促進され、手話の位置づけに変化が表れたという意味で、間接的に席次計画へと発展している。

標準手話研究が1979（昭和54）年より厚生労働省（当時厚生省）の事業となった

ことは、言語計画が政府レベルで実施される、つまりは「言語政策」となったことを意味する。今後はろう者コミュニティ広く行われる手話の言語計画を支援するための法律制定が強く望まれる。

(筑波技術大学)

地域変種話者のコードスイッチング意識の変容 —上京者の語りから—

羅恒靖 (ラ コウセイ)

(2010.12.18)

日本における「標準語」は、その実体が明記されないまま推進されて百年を越える。「共通語」と言い換えられた現在でも、自身の地域変種とその他の変種（特に「標準語」や「共通語」）の狭間で揺れ、言語意識の再構築やコードスイッチング行為の変化を経験した人々は少なからずいると思われる。

一方、台湾における方言地理学は、各地域変種や民族語話者の主観的視点から、当事者の言語をめぐる葛藤などを記録したオーラル・ヒストリー研究にも熱心に取り組まれてきた。そのような背景もあり、筆者が日本の方言地理学を学び始めた当初、綿密な調査と詳細な記載に感心した一方、地域変種話者の言語についての思いの「声」そのものが少ないと感じた。そして、その「声」がどのようなものであるかに関心を持つようになった。

今回の研究では、「上京」という生活環境の変化が、言語意識の再構築を促し、それがコードスイッチング行為の影響を与えると想定した。そして、当事者の主観的な視点から、言語意識の形成と再構築プロセスのために、半構造化インタビューという手法を用いた。

インタビューのデータを分析した結果、「上京者」たちは、言語意識の再構築を経験し、自分だけの「新しいことば」（コードスイッチングも混合コードも含む）を作り出し、これらの「新しいことば」が、首都圏の新しいことばとしても取り込まれていく可能性がある。

今回の調査では、上京者たちが新しい環境に馴染むための、新しい言語を使いこなす言語意識の変容の過程を捉えようとしたが、言語意識は十人十色であり、必ずしもすべての上京者が言語意識の変容や新しい言語を使いこなすことを経験したとは言えない。

むしろ、個々の異なる言語意識があるからこそ、言語の多様性が生まれると思われる。

(青山学院大学大学院 国際政治経済学研究所 国際コミュニケーション専攻)

カザフスタンの言語教育政策の現状と課題 ーグローバル化時代の国民統合の課題からみてー

タスタンベコワ・クアニシ

(2010.12.18)

本発表の目的は、カザフスタンの言語教育政策の理念と現状を照らし合わせ、その間にある乖離を提示することであった。ソ連崩壊後に独立したカザフスタンでは、その領土の先住民かつ国民のマジョリティであるカザフ民族の言語、カザフ語が国家語と規定され、社会の中での普及と浸透に重点をおいた国家語重視政策が打ち出され展開されてきた。その際、ソ連時代の言語教育政策が強烈に批判され、独立国家の政策は「歴史的正義を回復する」ものであると正当化された。ところが、2000年以降、進行するグローバル化の対応策として国家語重視政策の路線が修正されつつある。これまでに批判的にみられたロシア語能力の必要性が再確認され、英語能力の重要性が強調されている国家語・ロシア語・英語の「言語の三位一体」政策という政策は、三言語能力を身に付けた「カザフスタン人」の育成を掲げるものである。実際に、カザフスタンは国家語重視政策の実行にもかかわらず、継続的にロシア語優位社会であり続ける。それは教育界、出版界、エンターテインメントの世界におけるロシア語の占める割合からみられる。本発表の主張は、カザフスタンの言語教育政策は、独立当初からソ連時代の言語教育政策の「負の遺産」を是正する目的で行われてきているが、その際、ソ連時代の「生の遺産」が忘れられがちである、ということである。さらに、新世紀の政策である「言語の三位一体」政策においても見落とされている課題が山積している。それは一方では教育環境の不整備であれば、他方では様々なマイノリティ(少数民族や帰還民、移民)の言語問題である。エリート教育に限定されがちな「言語の三位一体」政策の理念は現実からかけ離れており、その乖離が縮小することが言語教育政策の大きな課題となっている。政策の実施実態の今後の展開が興味深い。

(筑波大学大学院・博士後期課程)

中朝バイリンガルの言語意識 —調査協力者1名の事例—

金 英 実

(2010.12.18)

キーワード：中朝バイリンガル、言語意識、個人、異言語、言語政策、言語の文化性

地球上には好むと好まざるとに関わらず、二つの言葉またはそれ以上の言葉を使用する人々がいる。中国東北地方に居住している朝鮮族の人々がそうである。彼らの多くは、日々中国語と朝鮮語を無意識に使用しているように見える。しかし、そこには個々のことばに対する複雑な思いが存在する。本発表の目的は、民族集団としての中国朝鮮族ではなく、個人としての中朝バイリンガル1名の民族語の朝鮮語に対する意識を取り上げ、彼女を取り巻く周囲との関係性および国家の制度・政策との関連性について探るものである。

分析の結果、民族語に対する意識は3段階に亘って変化していることが確認された。①「日常生活に欠かせない言葉」②「話すのが恥ずかしくて怖い言葉」③「堂々と話せる言葉」へと変化した。①と捉えた主たる理由には、協力者の出身地が朝鮮族村で朝鮮語がコミュニティ言語として使用されていたことが挙げられる。①から②へと変化した理由は、協力者がマジョリティ地域の朝鮮族村からマイノリティ地域へ移動するによって多数派の漢民族から朝鮮族に対する差別語を聞いたり、朝鮮語を話すとき見下げられたりする経験をしたからである。さらに③へと変化した理由には、韓国の経済発展および韓国の大衆文化の影響で中国国内における朝鮮語の地位が高まったことと、協力者が日本語と英語の二つの異言語との接触を通して母語を深く振り返り、ありがたさに気付いたことが挙げられる。

協力者の民族語に対する意識の変化から、以下の3点が示される。①中国少数民族政策の理念には危うさが存在する。「言語に優劣がない」、「〈強者（多数派）〉と〈弱者（少数派）〉すなわち多様な言語文化を持つ人々が社会を構築していく」という理念が欠けている。②言語の経済性を重視し、文化性を軽視する〈強者〉と〈弱者〉両者の「危うい言語観」が示される。③異言語学習は、少数言語話者にとって母語に対する誇りと自信を持たせ、多言語意識を芽生えさせることもある。

(桜美林大学大学院 博士後期課程)

「脳から見た自然言語としての手話」

酒 井 邦 嘉

(2011.1.29)

本講演では、主として言語脳科学の立場から、自然言語としての手話のあり方について概説し、最近の我々の fMRI の実験成果について紹介した。まず、自然言語とは、文法性を備えた「人間の」言語であり、乳幼児が獲得できる。単なる単語の羅列は自然言語ではなく、「手話単語」の学習や「対应手話」は自然言語ではない。日本手話のような母語としての手話が自然言語であることの証拠として、次の4点を挙げる事ができる。

- 1) 手話には音声言語と同様に語順があり、文法構造を持つ
- 2) 手話は、乳幼児が母語として獲得できる
- 3) 左脳の損傷で、音声言語と同様に手話失語が起こる
- 4) 手話にともなう脳活動は、基本的に音声言語と同様である

ろう児の思考能力の基礎に言語能力があり、手話による言語能力がすべてのろう教育の基礎になる。一方、言語獲得は「訓練」であるという、一般の根強い誤解に対して、次の5点を根拠に反証した。

- 1) 乳幼児が自然に身につけるのが母語
- 2) 母語の獲得に「教育」は必要ない
- 3) 「国語」や「語学」の学習は言語獲得と別
- 4) 人工内耳・口話法・対应手話訓練の限界
- 5) 母語を身につけない限り、言語コミュニケーションに対する100%に近い確信度は得られない—「分かったふり」の苦しさ

以上の事から、ろう学校の教師が「対应手話」を用いても、生徒と意思の疎通ができないのは当然であろう。日本のろう学校における学習の障害は、生徒の理解力が足りないのではなく、教師が日本手話を使えないことが原因があると考えなくてはならない。従って、ろう児が日本手話を母語話者から獲得し、ろう学校の教師も日本手話を使う必要があるのは、明らかである。

これらの点を踏まえて、ろう教育および言語政策に対して、次の4点からなる提言を行いたい。

- 1) 言語能力の確立こそが問題解決の鍵

- 2) 言語獲得のメカニズムに即した教育を
- 3) ろう児が言語コミュニケーションに対して100%に近い確信度を持ちうるように
- 4) 仮説：手話を母語として獲得し、その上で書記日本語を習得すれば（バイリンガル教育）、学習能力が正常に発達する

今後、この仮説に対する実証的な努力が実る事に期待したい。

(東京大学大学院総合文化研究科)

手話通訳の確立に求められる施策 —高等教育機関における聴覚障害学生への支援を切り口に—

佐々木 倫 子

(2011.1.29)

1. 高等教育機関と聴覚障害学生

障害学生の高等教育機関への進学は増えている。学生総数に占める割合は欧米に比較して極端に低く、今後の対応の改善とともにさらなる増加が見込まれる。

「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査」(全国障害学生支援センター)からも、日本の多くの大学で、障害への対応に関する情報流通が乏しいため、苦勞する障害学生たちが多い。聴覚障害学生への対応では、情報保障(授業を聞く権利、授業に参加する権利の保障)が重要である。

2. ある大学院の聴覚障害学生の受け入れにおける手話通訳導入のプロセスを切り口に、そこに存在する壁を考える。

(1) 行動開始の壁

受け入れ体制構築の行動を誰が起こすかが難しい

(2) 予算枠の壁

私立大学等経常費補助金(特別補助)は個々の障害学生に対する手話通訳代といった性格を持つものではない

(3) 障害者枠による壁

「手話によるコミュニケーション」が肢体不自由学生への介護サポートなどと同じ枠内で扱われ、情報保障という視点が忘れられる

(4) 言語理解の壁

手話通訳に専門的支払いがなされるなら、要約筆記にも盲人学生への点字資料準備にも専門的支払いが必要ではないかという論理、つまり、ろうの学生の母語/第1言語は日本手話であり、その言語での支援が保障されていない点が抜け落ちる

(5) 手話の壁

日本語の語順に手指単語をつけた日本語対应手話への通訳こそ学術的な内容を持つ講義にふさわしいという考え方から脱皮できない

以上の手話通訳導入の壁とは別に、高等教育機関には(6)要約筆記の壁、(7)インテグレーションによって生じた壁が存在する。

3. 今後に向けて

(1) 専門的な手話通訳システムの充実

(2) 手話通訳以前の段階である、日本手話、および、日本語の、ふたつの言語発達を保障する施策が望まれる。

(桜美林大学大学院言語教育研究科)

ろう児のバイリンガル教育の方法論的課題 —スウェーデンでの問題提起を契機に—

古石篤子

(2011.1.29)

ろう児のバイリンガル教育は、自然言語としての手話と音声言語の書記体との2言語による教育という点で、音声言語2言語による教育とは異なるため、独自の方法論が必要とされる。長い間成功していると見られていたアダムスブックに代表されるスウェーデン型教育法で、異議が唱えられている今、その問題の在処を明らかにしつつ、今後に向けて問題点の整理を行った。

発表では、まず「ろう児のバイリンガル教育」を「バイリンガル教育(2言語併用

教育)」の多様な類型のなかで「維持型／相続言語教育」に当たることを押さえた上で、スウェーデン（マニラろう学校）とカナダ・オンタリオ州（ドゥルーリーろう学校）での授業参観報告を行った。後者ではアメリカ手話（ASL）と英語の書記体の「2言語」の授業が行われていたが、前者では「3言語」での授業が印象的であった。即ち、スウェーデン手話とスウェーデン語の書記体に加えてスウェーデン語の音声言語が教室内で飛び交っている現状があり、これは主に、人工内耳装用児の増加に伴う変化によるものと考えられる。

しかしながら、このことは「スウェーデン・モデル」の成否に直接関わる問題点ではない。このモデルに対して疑義が提出されているのは、主にその「成功」が実証的データに基づいておらず、生徒たちの学力が伸び悩んでいることや、その原因として手話とスウェーデン語の橋渡しがうまくいっていないのではないかということが言われている。その主張の先鋒はスウェーデンの研究者 S. バグガ＝グブタ氏であるが、バイリンガル教育の方法論から見たその主張の主なポイントは次の2点である。(1) 第二言語（スウェーデン語）の導入時期が遅すぎる、(2) 対照言語学的文法モデルはバイリンガルを育てるには不適切である。

ろう児のバイリンガル教育については、カナダにおいてもわが国においても、いかにバイリテラシーを育成するかが大きな課題となっている。今後、音声言語同士のバイリンガル教育との違いを明らかにしつつ、自己肯定的アイデンティティや複文化能力の育成、学力向上を目指しての方法論の模索が求められる。それと共に教員養成や評価法の確立も喫緊の課題である。

（慶應義塾大学総合政策学部）

中国の少数民族政策と朝鮮語

李 守

(2011.2.26)

1949年の建国以来、中華人民共和国は民族政策を最重要課題として、国家建設をすすめてきた。諸民族の平等を実現するための政策は、民族を画定する作業からはじめられた。1953年から1986年まで断続的に3次にわたって展開された民族識別作業の結果、中国は漢族と55の少数民族から構成されることになった。

諸民族の平等は、憲法と民族区域自治法によって保障されているとされるものの、1950年代末から約20年間、地方民族主義批判や文化大革命の混乱のなかで、紆余曲折をへた。少数民族は民族語の発展を保障される一方、漢語（いわゆる中国語）の学習も義務づけられてきた。2001年からは、普通話（漢語）の普及を目的とする「国家通用言語文字法」が施行されるにいたった。

東三省（遼寧省・吉林省・黒龍江省）を中心に、約192万人の朝鮮族が少数民族として中国領内にくらす。かれらは朝鮮半島に朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国という、同一民族がたてた国家があり、それぞれに親族をもつ朝鮮族はいまなお少なくない。かれらは跨境民族を自認するが、文字どおり、19世紀末から20世紀なかばまで、朝鮮半島から移住した人びとの後裔によって形成された。

かれらは中国民族政策の根幹である民族区域自治の原則にもとづき、自治州（延辺1952年）と自治県（長白1958年）を創設し民族教育に力をつくしてきた。漢語の大海のなかで、200万人にみえないマイノリティが今日まで民族語を維持し継承しえたのは、かれらのたゆまない努力による。幼稚園から大学にいたる教育体系を構築し、新聞社、出版社、放送局が朝鮮語で運営されている。

中国の少数民族政策の枠ぐみのなかで享受しえる果実を、おおかた手にしてきた朝鮮族であるが、1990年代にはじまる市場経済化の波には乗りおかれてしまった。かつて農業と重工業によって中国内でも一目おかれた東北地方の地盤沈下とともに、朝鮮族の生活も相対的な落後を余儀なくされている。多数の朝鮮族が富をもとめ、韓国、日本をはじめとする国外へと流出し、延辺と長白でも朝鮮族学校が減少し、朝鮮語の話者人口が減少している。社会主義と市場経済が共存しえる中国では、共産党が少数民族政策の手綱をゆるめることは絶対ないにもかかわらず、少数言語の帰趨は市場原理にゆだねるかのようである。

(昭和女子大学)